

《セルズソフト 保守契約条項》

保守契約締結に際しては以下の内容が適用されます。

お客様(甲)と株式会社セルズ(乙)は、セルズソフト保守契約明細書記載のソフトウェアプログラム(以下「本件ソフトウェア」と言います)の保守サービスについて、以下の通り契約(以下「本契約」と言います)を締結します。

第1条 (サービスの内容)

1. 乙は、甲に対し、次条の保守期間中、甲がセルズソフト保守契約明細書に定める「契約料金」を支払うことを条件として、下記各号に従って、本件ソフトウェアの保守サービス(以下、「保守サービス」といいます)を提供します。

- a) 社会保険関係諸法令、法改正に伴う最新情報を無償で提供します。
- b) 法令改正又は行政機関への申請方法変更に伴う、本件ソフトウェアの修正ソフトウェアを無償で提供します。
- c) 本件ソフトウェア独自の機能改善バージョンアップソフトウェアを無償で提供します。当該バージョンアッププログラムは原則としてインターネットを利用したダウンロードによるご提供となります。CD-ROMによる提供を甲が希望する場合は、主要なバージョンアップの都度、乙より送付します。
- d) 本件ソフトウェア(第1条1項b及び同c記載の修正ソフトウェア及び機能改善バージョンアップソフトウェアを含むものとします)のシステム媒体(CD-ROM)破損時又は紛失時にシステム媒体を無償再発行します。但し、無償再発行は保守契約期間中に1回までとし、2回目以降の再発行はその都度有償(弊社規定手数料)になるものとします。
- e) 本件ソフトウェアの取扱説明書を紛失又は毀損した場合、同文書を無償で再発行します。但し、無償による再発行は保守契約期間中に1回までとし、2回目以降の再発行はその都度有償(弊社規定手数料)になるものとします。
- f) 本件ソフトウェア(第1条1項b及び同c記載の修正ソフトウェア及び機能改善バージョンアップソフトウェアを含むものとします)に隠れた瑕疵があり、機能仕様に合致していない場合、当該瑕疵の修復または回避措置をします。
- g) 「本件ソフトウェア」について、操作方法、動作環境、本件ソフトウェアの動作やその結果に関する問い合わせに、可能な範囲で回答します。

2. 保守サービスは、TEL、FAX、Eメール、乙のホームページ及び本件ソフトウェア内から承ります。但し、乙は、FAX、Eメール、本件ソフトウェア内からのお問い合わせを優先的に対応するものとし、甲もこれを承諾するものとします。

3. 保守サービスは、甲から通知を受けた連絡先又は所在地に対して、あるいはインターネットのホームページ上で、本契約及び乙の定める方法により提供するものとします。

4. 第1項にかかわらず、本件ソフトウェア上に発見された瑕疵、障害その他の不具合が次に掲げる事由に起因する場合は、保守サービスの対象から除外されるものとし、乙は保守サービスを提供する義務を負わないものとします。

- a) 「本件ソフトウェア」がインストールされたハードウェアがその供給者の定める保証条件(保守契約を含みます)の適用を受けなくなった場合
- b) 甲が乙または乙の指定する第三者以外の者により改良、改善または改造等のその他のサービスの提供を受けた場合
- c) 甲または甲の指定する第三者(甲の客先を含みます)等による誤用、改造、機能付加あるいは取扱説明書記載以外の目的使用による場合
- d) 乙が定めるセルズソフト保守契約明細書に記載の使用環境条件その他の使用条件を遵守していない場合
- e) 乙が提案するソフトウェアの瑕疵、障害その他の不具合の適切な回避手段(修理、取替を含む)を甲(甲の客先を含みます)が実施しない場合
- f) 甲におけるアプリケーションやネットワークの不具合など甲の使用環境に起因する場合

5. 保守サービスの対象は本件ソフトウェア(本条1項b及び同c記載の修正ソフトウェア及び機能改善バージョンアップソフトウェアを含むものとします)に限られるものとし、本件ソフトウェアがインストールされたハードウェアその他甲の使用環境等については保守サービスの対象に含まれないものとします。

6. 乙は、保守サービスの提供により、甲の問題が完全に解決されることを保証するものではありません。

第2条 (保守契約期間)

1. 本件ソフトウェアの保守契約期間は、セルズソフト保守契約明細書の「保守契約期間」に定める通りとします。
2. 本契約は保守契約期間満了をもって終了し、自動更新されるものではありません。保守契約期間満了後の再契約を希望される場合には別途保守契約の申し込みをするものとします。

第3条 (保守料金)

1. 甲は、乙に対し、本契約に基づく保守料金としてセルズソフト保守契約明細書に定める「契約料金」を乙が発行する請求書に基づき一括前払いするものとします。
2. 前項の保守料金は、事由の如何を問わず、本契約が期間満了前に終了したとしても、甲に対して返還しないものとします。
3. 労務統合管理システム「台帳」については保守契約タイプを契約期間途中で変更する場合、保守契約日の翌々月の末日までの申し込みにはTypeSとTypeGの差額請求が発生し、乙が発行する請求書に基づき一括前払いするものとします。

第4条（責任の制限）

1. 本件ソフトウェア（第1条1項b及び同c記載の修正ソフトウェア及び機能改善バージョンアップソフトウェアを含むものとします）によって、乙の責に帰すべき事由により甲が損害を被った場合は、乙は、本契約の規定に従って対応するものとします。ただし、派生損害、結果損害、その他の間接損害（営業上の利益の損失、業務の中断、営業情報の喪失等による損害その他）については一切責任を負わないものとし、かつ、乙の損害賠償責任は、セルズソフト保守契約明細書に記載の「契約料金」を上限とします。
2. 前項にかかわらず、次の事由に起因する損害については、乙は一切責任を負わないものとします。

- a) 第1条第4項に定める事由に起因する損害
- b) 甲による本件ソフトウェアの操作ミス、本件ソフトウェアが甲の使用目的に合致しない、あるいは、甲の期待する結果が出ないなど、甲の事情に起因する場合

第5条（変更通知義務）

本契約の記載内容に変更が生じた場合は、甲は速やかに乙にその内容を通知するものとします。この通知を甲が怠ったことにより甲が保守サービスの提供を受けられなかった場合でも乙は一切責任を負わないものとします。

第6条（中途解約・解除）

1. 甲は、保守契約期間中であっても、1ヶ月前に書面にて乙に予告することにより、いつでも本契約を解約することができるものとします。
2. 乙は、保守契約期間中であっても、甲について次の各号のいずれか1つにでも該当する事由が生じた場合、何らの通知催告をすることなく本契約を解約することができるものとします。
 - a) 甲が本契約に違反した場合
 - b) 保守サービスの対象外の事項について乙に対して無償にて対応を求めたり、乙の責任に属さない事項について乙に対して賠償を求めると、本契約に定める乙の責任・義務を超えた対応を乙に求めた場合

第7条（契約終了後の対応）

事由の如何を問わず、本契約が終了した場合には次のとおりとします。

- a) 乙は甲に対して本契約終了日以降、本件ソフトウェアの保守サービスを一切受けず、提供しないものとします。
- b) 甲は本契約終了後も甲が全ての責任を負うことにより本件ソフトウェアを継続使用することができるものとします。この場合、乙は一切責任を負わないものとします。

第8条（合意管轄）

本契約に関し訴訟が生じた場合は、乙の本社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を以て第一審の専属管轄裁判所とします。

第9条（協議事項）

本契約の各条項の解釈上の疑義または本契約に定めのない事項に関しては、甲乙協議のうえ解決を図るものとします。

第10条（反社会的勢力への対応に関する特則）

1. 甲及び乙は、自己及び自己の役員が、本契約の締結前及び本契約の有効期間中を通じ、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（次の各号に掲げる者を含むがこれに限らない。以下「反社会的勢力」という）のいずれにも該当しないこと並びに反社会的勢力と関係を持たないことを表明し保証します。
 - a) 暴力団、暴力団関係企業、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロ等、特殊知能暴力集団等又は暴力主義的破壊活動を行った団体等若しくは行うことを目的としている団体等
 - b) 日本及び米国、国際機関等の経済制裁又は通商禁止令その他の法令等によって、法人その他の団体又は個人が取引することを禁止又は制限された者
 - c) 前各号に掲げる者の他、次項各号に掲げる行為を行う者その他反社会的活動を行う者
 - d) 前各号に掲げる者が経営に関与している団体等又は前各号に掲げる者若しくはその者が構成する組織の維持・運営に協力し若しくは関与する者
 - e) その他、前各号に掲げる者に準ずると一般的に判断される者
2. 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
 - a) 暴力的な要求、法的な責任を超えた不当な要求
 - b) 取引に際しての脅迫的な言動又は暴力
 - c) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
 - d) その他、前各号に類似する行為
3. 甲及び乙は、相手方が前各項のいずれかの定め違反した場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく本契約を解除することができ、また、解除により生じた損害の賠償を相手方に請求できるものとします。この場合、解除により相手方に損害が生じた場合であっても、解除権を行使した者は一切の責任を負わないものとします。
4. 甲及び乙は、相手方が第1項(b)に掲げる者に該当した場合において、相手方に対する本契約に定める債務の履行が同号の法令等により禁止されるときは、当該債務を履行する責任を免れます。当該債務の不履行から生じた一切の費用及び損害は取引禁止の対象者に指定された当事者の負担とします。

以上